最終更新日:2016年6月15日
株式会社コナカ
取締役社長　湖中　謙介
問合せ先:専務取締役管理本部長　沼田　孝
証券コード:7494
http://www.konaka.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業価値の最大化を図る観点から、透明性が高く、経営環境に迅速かつ柔軟に対応できる体制の確立を重要な経営課題の1つとしております。また、ステークホルダーに対し企業の社会的責任を果たすことを目的にコーポレート・ガバナンスの構築をしております。

経営体制につきましては、監査役制度を採用しており、独立性の高い社外監査役2名を含む3名にて、取締役の職務執行を監査しております。

業務執行体制としては、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務の機能を明確に分離するとともに、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完する機関として、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月1回開催し、特に必要ある場合は随時開催して関係会社を含めた経営課題の検討や報告をしております。

今後につきましても、当社では、経営の透明性及び公正性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2　招集通知の早期発送及び発送前のWEB開示】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より前倒しで発送しております。

今後はさらに、招集通知の発送早期化に努めるとともに、招集通知の当社及び東京証券取引所のウェブサイトでの公表についても2016年12月開催予定の定時株主総会より実施する予定であります。

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使、招集通知の英訳】
【補充原則3-1-2　英語での情報開示・提供】

当社は、株主が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要であると認識しております。議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳については、機関投資家並びに海外投資家の比率等を勘案しながら、導入を検討してまいります。

【原則1-3　資本政策の基本的な方針】

当社は、株主資本利益率(ROE)、総資産利益率(ROA)等を重要な経営指標とすることで、資本効率の最適化を目指していくとともに、現在、策定中の中期経営計画において、各経営指標の具体的数値を開示していく予定です。なお、当社が行う株主還元については、安定かつ適正な配当の継続を最重要課題の1つとして実施することを基本方針としております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
・当社の経営理念は、当社ホームページ上に開示しております。
http://www.konaka.co.jp/company/rinen.html
・当社グループの中期経営計画につきましては、2016年11月末を目途に開示予定であります。

【補充原則4-1-2　中期経営計画】
【原則5-2　経営戦略・計画の策定・公表】

当社は、経営戦略や経営計画をまとめた中期経営計画を、2016年11月末を目途に当社ウェブサイトに開示する予定です。内容については戦略上、開示可能な範囲を総合的に判断し開示してまいります。

また、中期経営計画の進捗状況は、業績、社会情勢及び経済情勢等を踏まえ毎期分析・見直しを行ないます。

【原則4-2　取締役会の役割・責務】
【補充原則4-2-1　役員報酬】

当社は、経営陣の報酬については、現在、中長期業績と連動する制度や自社株報酬制度は導入しておりませんが、今後、業績連動型の報酬の導入の是非、方法及び実施時期について慎重に検討してまいります。

【補充原則4-4-1　独立性と実効性、社外取締役との連携】
【原則4-7　独立社外取締役の役割・責務】
【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
【補充原則4-8-1　独立社外取取締役のみの会合】
【補充原則4-8-2　筆頭独立社外取締役】

当社は、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役の設置は重要であると認識しており、社外取締役候補者の選定を行ってまいりましたが、現在、社外取締役を選任しておりません。

社外取締役は、経営陣や支配株主から独立し、かつ自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るような経営方針や経営改善に関する助言を行うほか、経営陣幹部の選解任などの取締役会決議を通じて経営の監督を行うなど、極めて重い役割と責務を期待されております。当社といたしましても、当社経営からの独立性を十分に有する方で、当社の事業を深く理解したうえで社外取締役として経営方針や経営改善に関する助言を行うことができ、取締役の職務の執行を監督できる十分な職歴と識見を有し、しかも人格的にも優れた人物を社外取締役の候補者とするべく人選に努めてまいりましたが、これらの要件を満たす適任者の方の選定が適いませんでした。

社外取締役に期待される役割と責務の重要性を考えますと、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、中長期的な企業価値の向上を図るような経営方針や経営改善に関する助言が得られないばかりか、取締役会としても期待される機能が果たせない恐れがあると判断しておりますが、当社といたしましても昨今のコーポレートガバナンスに関する市場等の要請に前向きに応じるよう、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築に向けて対応策を検討していく所存であります。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、会社法や東京証券取引所の基準に照らし、知識・見識に基づき独立した監視・監督機能が発揮できることを基本として選任しております。現在、社外監査役である2名については、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届出しております。

【補充原則4-10-1　指名・報酬の諮問委員会】
当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置しておりませんが、2016年12月開催予定の定時株主総会にて、独立社外取締役を選任すべく取り組み、指名・報酬等の特に重要な事項に関しては、取締役会の審議に際して、議長が独立社外取締役の発言を促す等、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る体制を整備する予定です。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性に関する分析・評価】
取締役会の実効性評価については、取締役会全体の機能向上を図るという観点から、分析・評価の方法も含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、政策保有については、相互の企業連携が高まることで、企業価値向上につながる企業の株式を対象とすることを基本としています。
なお、株式保有は必要最小限とし、企業価値向上の効果等を勘案して、適宜、見直すこととしています。
また、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値向上に資すると判断する議案であれば賛成し、価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じます。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規程に基づき、取締役が競業取引及び会社との取引を行なう場合は、事前に取締役会に付議し、会社や株主共同の利益を害することのないことを確認の上、承認を受けております。また、当該取引に関する重要な事実について、取締役会にて報告することとしております。監査役は、監査役監査基準に則り、取締役の競業取引又は利益相反取引について監査を行なっております。さらに、役員に対して、関連当事者間取引の有無を確認する調査を毎期実施しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続き
株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。報酬は月額報酬と賞与により構成されており、業績・配当・経済情勢等を総合的に勘案して決定しており、職責と成果を反映させた体系としております。
(4)取締役会が経営陣幹部・取締役の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き
取締役を選任するときは、取締役会の決議を経て、株主総会の決議により決定することにしております。また、執行役員については、取締役会の決議にて決定することとしております。監査役の選任については取締役会が推薦し、監査役会の同意を得て株主総会の決議により決定することにしております。
(5)取締役については、当社の事業に関し豊富な知識・経験及び優れた経営管理能力を有するとともに、社会的な責任・使命を十分理解し当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待される者を取締役会にて決議しております。監査役については、監査役の職務を適切に遂行できる知見を有する者を指名し、監査役会の同意を得て取締役会で決議しております。
当社の社外監査役の候補者の選任理由は、株主総会招集通知に記載しております。その他取締役、監査役については、略歴を記載しております。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を推進し、経営の効率化を図るとともに、取締役による業務の意思決定・監督機能を一層強化するため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程において定めた事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項等の意思決定を行っております。それ以外の業務の意思決定及びその執行については、決裁権限を明確にした職務権限規程等の社内規程を整備し、経営陣に対する委任の範囲を明確に定めております。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての考え方】
当社取締役の員数は、定款で定める15名以内で、執行役員への権限委譲の状況等に鑑みて、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化の観点から、都度、適切な規模を決定するものとします。また、当社は、取締役会の審議を多面的かつ適切に行うためには多様性の確保が重要であると認識し、多様な知識・経験・能力を有する者の中から、取締役会全体のバランスを考慮しながら取締役を選定するものとします。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他社兼任】
取締役・監査役の他社役員の兼任状況に関しては、毎年有価証券報告書及び株主総会招集通知に開示しております。
当社では、取締役・監査役が当社の業務に専念するために、他の上場会社の役員の兼任については慎重に判断を行ない、多重の兼任とならないよう努めております。

【補充原則4-14-2　トレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役が自らの役割を十分に果たすべく、必要な知識の習得のため、専門書の購読や各種セミナーへの参加など、自己研鑽に務めております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話が重要であると考えており、株主との対話については合理的な範囲で前向きに対応しております。株主との対話の対応者については、管理本部担当役員を中心に管理本部・総務部が行い、必要に応じ経理部・財務部等と連携し対応しております。個別面談以外の対応は、機関投資家・アナリスト向けに年2回の決算説明会やスモールミーティングを行うほか、個人投資家向けのイベント等にも参加し、それらを通じて把握した意見・懸念については、統括する管理本部担当役員が必要に応じて代表取締役や取締役会へフィードバックしております。インサイダー情報の管理については、社内規程を定めこれを管理するとともに、四半期ごとの決算日の翌日から決算発表日までの間は決算情報に関する対話を行わない期間としております。当社はIRポリシーを制定し、当社ウェブサイトに開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コナカ従業員持株会	1,553,336	4.99
湖中　謙介	1,545,217	4.96
有限会社ワイアンドイー	1,086,956	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	961,600	3.09
湖中　安夫	933,726	3.00
湖中　博達	904,069	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	855,400	2.75
甲陽ハウジング有限会社	798,941	2.57
昭和住宅株式会社	783,552	2.52
二田　孝文	772,387	2.48

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 当社は、自己株式2,027,095株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 平成27年10月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和住銀投信投資顧問株式会社が平成27年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
大量保有者:大和住銀投信投資顧問株式会社
住　　所:東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
保有株券等の数:株式 1,593,500株
株券等保有割合:5.12%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画、監査体制、監査実施状況等の定期的な打合せを含め、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。
また、内部監査室の監査結果については、代表取締役をはじめ各担当役員及び常勤監査役出席のもと報告する体制をとっております。
なお、会計監査におきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高山　秀廣	公認会計士										△			
増田　誠次	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高山　秀廣	○	高山秀廣氏は、新日本有限責任監査法人の代表社員でありましたが、平成20年6月に監査法人を退職しております。 また、同監査法人への監査報酬の額は同監査法人の規模に比して少額であり、会計監査の独立性に何ら影響するものではありません。 株式会社ピーシーデポコーポレーションの社外取締役	高山秀廣氏は、過去に新日本有限責任監査法人の代表社員として監査業務の担当者でありましたが、当社の社外監査役選任時点で、既に同社を退社しておりました。 また、当社と同氏において、意思決定に対して影響を与える取引はございません。以上のことから、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有し、一般株主保護の視点から期待される役割を充分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。 公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に係る幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただけると判断しました。
増田　誠次	○	―――	増田誠次氏は、永年にわたり警察関係の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有していると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、導入の是非、方法及び実施時期について慎重に検討しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬総額　104百万円（うち社外取締役　−百万円）
監査役の報酬総額　21百万円（うち社外監査役　7百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションはありません。
但し、社外監査役への情報伝達は常勤監査役をはじめ総務部等より適宜情報伝達が行われております。
取締役会開催に際しての社外監査役への事前説明（事前説明及び事前資料の配布等）については可能な限り実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

定例の取締役会を毎月１回開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行います。監査役は、常勤・非常勤を問わず、全員が原則として毎回取締役会に出席することとしており、取締役の職務執行を監督しております。
業務執行体制としては、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確にしております。
また、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完する機関として、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月１回定例開催し、特に必要ある場合は随時開催して関係会社を含めた経営課題の検討や報告を行っております。
内部監査におきましては、社長直轄の監査室・監査役・会計監査人とが連携し情報交換を行い、年間の監査計画に基づき、内部監査専従者を中心に社長指名による内部監査担当者数名により、主に店舗の業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性等について内部監査を実施し、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。監査の結果については、代表取締役をはじめ各担当役員及び常勤監査役出席のもと報告する体制をとっております。
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務や財産の状況の調査等を実施するとともに、会計監査人や内部監査室から適宜報告を受け、各監査役間で意見交換を行っております。
会計監査におきましては、会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、四半期レビュー並びに監査を受けております。平成27年９月期（平成26年10月１日から平成27年９月30日）において業務を執行した公認会計士は堀越喜臣（継続監査年数１年）、大屋誠三郎（継続監査年数４年）であります。
なお、監査業務に係る補助者は、新日本有限責任監査法人の監査計画に基づき、公認会計士等26名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定と業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、迅速且つ的確な経営及び執行判断が可能な経営体制となっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役３名のうち２名を社外監査役としております。社外監査役２名はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地から的確な経営監視を実行しております。社外監査役２名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレートガバンスを構築しております。
なお、社外取締役に客観的な視点から経営参加していただくことは有益であることから人格・見識・能力等において適切な人材がおりましたら取締役候補者として検討してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送日：平成27年12月4日 定時株主総会開催日：平成27年12月22日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期に実施。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月及び11月に実施）、その他アナリスト・機関投資家の要望に応じて適宜開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月及び11月に実施）、その他アナリスト・機関投資家の要望に応じて適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書及び月次売上速報等をホームページ（http://www.konaka.co.jp/）上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部 担当役員：専務取締役管理本部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の取組みとして、CO2の削減をテーマに原材料資源のリサイクルを通じた衣類のリユース・リサイクル活動及び電力の効率化に取り組んでおります。 衣類のリユース・リサイクル活動につきましては、コナカ・フタタの全店舗の店頭において、常時お客様のご不要になったスーツ・フォーマル・コート・ジャケット・ワイシャツ・ネクタイ・ベルト・バッグ・スラックス・シューズ・カジュアル・レディースを下取り回収し、パートナー企業を通じて海外でのリユース・リサイクルに取り組んでおります。 電力の効率化につきましては、当社では使用するエネルギーの大部分を占める電力の省力化を推進しており、2010年には店舗の全スポットライト及び本社オフィスの照明のLED化を行い、2011年以降順次店舗ベース照明のLED化を推進しております。 また、災害の際の地域貢献活動と致しまして、横浜市との協定により、JR東戸塚駅前に立地する本社ビルを災害時の帰宅困難者受入施設として登録するなど、環境保全活動、CSR活動を積極的に推進しております。
その他	当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や育児・介護等による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)内部統制システムの一環として社長直轄の監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う
(2)経営の透明性としてコンプライアンス経営及び法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっている
(3)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制の一環として内部通報制度を整備し運用を行う
(4)会社規則の制定及び運用状況の検証を行う

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書保存規程に従い適切に保存・管理する
(2)情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、主としてシステム面から、効果的な情報セキュリティ施策を推進する
(3)個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施及び管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理及び指紋認証による入室管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する

3. 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理については、リスク管理規程、災害対策規程、危機管理マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う
(2)新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定例の取締役会を毎月開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行う
(2)業務執行体制としては執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確に分離する
(3)「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完する機関として、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月１回定例開催し、特に必要ある場合は随時開催して、関係会社を含めた経営課題の検討や報告をする
(4)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「経理部」にて子会社及び関連会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の内容面についても適正を確保する体制をとる
(2)中期経営計画、年度予算制度に基づき、グループ全体及び各関係会社の予算・業績管理を実施する
(3)グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、必要に応じて会議を開催して多面的な検討を得て慎重に決定する仕組みを設ける

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
コンプライアンス室が監査役の職務を補助する。なお、補助する職務の内容により、専任の使用人が必要となった場合には、取締役と監査役が意見交換をする

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
(1)監査役は、補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることができる体制をとる
(2)監査役補助者の賃金、その他の報酬についても監査役の同意を得た上、取締役会で決定する
(3)監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、業務の遂行に当たって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けないものとする

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供の主なものは、次のとおりです
(1)当社又はグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
(2)当社及びグループ会社の業績状況
(3)経営会議で審議・報告された案件
(4)監査室が実施した内部監査の結果
(5)品質の欠陥に関する事項（製品の瑕疵、異物混入、その他）
(6)その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度の定めに基づき通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに取締役及び使用人へ周知徹底する

10. 当社の監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役の職務の執行に際し、監査役の円滑な監査活動を行うための体制を保証するものとし、監査業務に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく当社の負担とする

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞無く報告する
(2)代表取締役と常勤監査役にて、月１回程度意見交換を行う
(3)監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。また、あらゆる暴力を排除し企業防衛を図ることを目的として「神奈川県企業防衛対策協議会」に加盟し情報収集に努めるとともに、事案の発生時には関係行政

機関や弁護士等と密接に連携し、迅速且つ組織的に対処できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針の内容
当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、強固な財務基盤を形成し、安定した配当を実現しております。したがって、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 不適切な支配の防止のための取組み
当社は、大規模な当社株式の買付行為(以下「大規模買付行為」といいます。)がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。
また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えおります。
そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、(1)買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、(2)その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきものと判断いたしました。
そのため当社は、平成25年11月8日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取組みとして、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(以下「買収防衛策」といいます。)を決議いたしました。
当社は、この買収防衛策の詳細を平成25年11月8日付で「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」として公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.konaka.co.jp)に掲載しております。

3. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断
(1)当社取締役会は、上記2. の取組みが当社の上記1. の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。
現在の当社取締役は顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、当社の紳士服小売チェーンとしての商品開発戦略、営業販売戦略、店舗開発、広告宣伝、物流システムの確立、子会社グループ企業戦略などに関して、永年業務知識や営業ノウハウを蓄積しております。特に商品開発におきましては、顧客の嗜好性をいち早く把握する業務知識とノウハウを背景に、低コスト低価格でよりよい商品展開を実現すべく海外を含めた取引先等との業務提携関係を確立し、高付加価値機能性商品、SPA商品等の商品開発をするためにグローバルな商品生産体制を確立すべく業務に取組んでおります。営業販売戦略及び店舗戦略におきましても、著名なデザイナーとの提携による営業戦略・店舗デザインの大幅な見直しなどにより着実な成果を上げるとともに、長期的視野に立った従業員研修、子会社グループ企業戦略などにより、強固な財務基盤を背景に短期的な収益拡大とともに長期的な成長と将来の成長分野への基盤づくりを兼ね備えた経営を実現しております。
このような当社の事業においては経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。
(2)取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。
なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルールの設定」及びその「ルールが遵守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、平成25年12月17日開催の当社第40期定時株主総会において承認可決されました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

◆コーポレート・ガバナンス体制

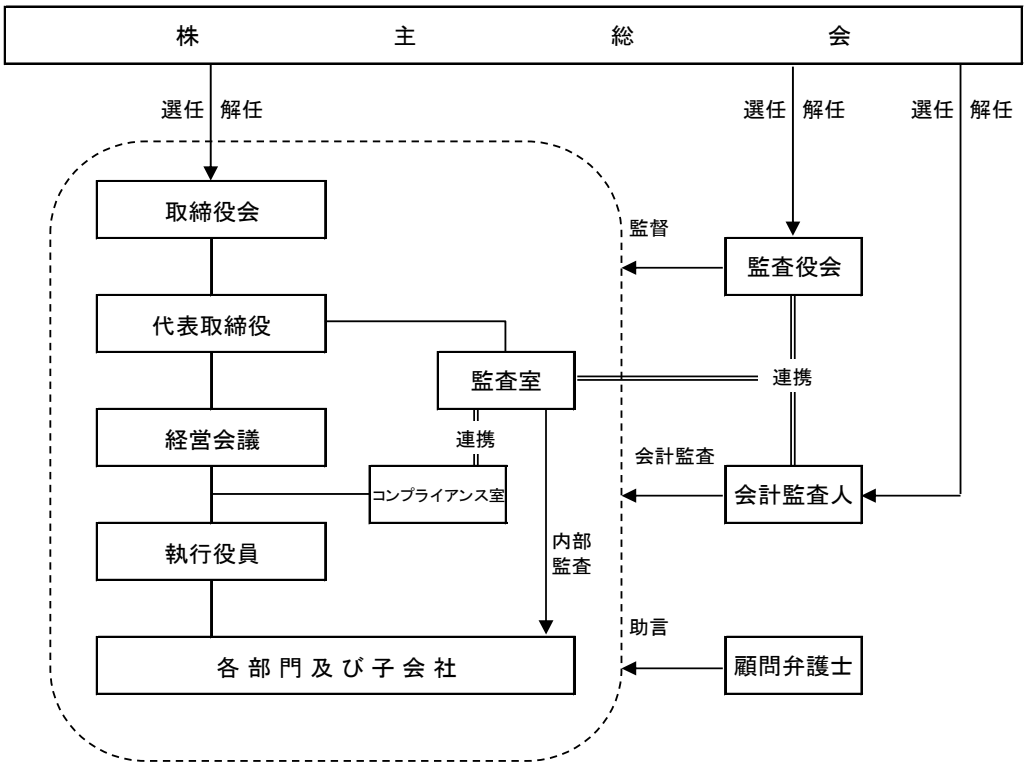

◆適時開示体制

